

令和7年7月25日

川西市総務部職員課

川西市職員の懲戒処分等について

令和7年7月25日に発令した地方公務員法上の懲戒処分等について、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 事案の概要

所属部署において、職場のパソコンを用い、私的なインターネット閲覧に及んでいる職員がいることが発覚し、調査したところ、残存する令和6年5月27日から令和7年7月7日までのインターネット閲覧記録から、勤務時間の内外を問わずに私小説の投稿サイトを閲覧するなどの私的閲覧が約737時間あったことが確認された。また、このうち、勤務時間中において、明らかに職務専念義務に反すると認められる私的閲覧の時間数は約364時間にも上ることが明らかとなった。当該職員は、上記時間における私的閲覧の事実を認めた。

以上の事実に対して、当該職員は、令和6年以降、過去3回に渡り、所属長より私的閲覧をしないよう繰り返し注意を受けていたにもかかわらず、その後も閲覧を続けていたなど、その態様は悪質である。主査という他の職員を監督すべき地位にあるにもかかわらず、長時間にわたってその職務を怠り、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があったものとして、下記の処分を行ったもの。

なお、当該職員は、職務を怠ったと認める上記約364時間について、給与（約105万円）を返還する意向を示している。

2. 懲戒処分対象職員及び処分内容

所属	職名	年齢	処分日	処分内容
土木部道路管理課	主査	55歳	R7.7.25	停職1箇月

3. 分限処分対象職員及び処分内容

所属	職名	年齢	処分日	処分内容
同上	同上	同上	同上	主事級への降任

4. その他の対応

所属	職名	年齢	処分日	処分内容
土木部	部長級	50歳代	R7.7.25	文書による訓告 (管理監督責任)

【 問い合わせ先 】 総務部職員課 電話 072-740-1142